



秋田県公報

目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定(四九八・福祉政策課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四九九・福祉政策課)	2
肥料の登録の失効(五〇〇・水田総合利用課)	2
大規模小売店舗の新設に関する届出(五〇一・五〇二・商工業振興課)	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五〇三・商工業振興課)	4
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五〇四・五〇五・商工業振興課)	5
屋外広告物の禁止地域の一部改正(五〇六・都市計画課)	6
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときに許可を必要とする地域(五〇七・都市計画課)	6

田沢湖町歯科診療所	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	歯科	平成十五年六月一日
町立田沢湖病院	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	内科、神経内科、呼吸器科、循環器科、アレルギー科、整形外科、整形皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科	平成十五年六月一日
田沢湖町長	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一		

告 示

秋田県告示第四百九十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月二十七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(五〇八・都市計画課)……………6
 道路区域の変更及び供用開始(五〇九・道路環境課)……………7
 道路区域の変更(五一〇・道路環境課)……………7
 開発行為に関する工事の完了(五一一・秋田地域振興局建設部)……………7
 開発行為に関する工事の完了(五一二・仙北地域振興局建設部)……………8
 公 告
 特定非営利活動法人定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………8
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………8
 土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………9
 市町村官土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………9
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………9
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八三)……………10
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八四)……………10

石河ひふ科病院	石河知之	大曲市花館字葛野百十番地七	皮膚科	平成十五年六月一日
---------	------	---------------	-----	-----------

秋田県告示第四百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
赤坂皮膚泌尿器科医院	医療法人杏仁会 理事長	本荘市谷山小路七番地一	平成十五年四月一日
田沢湖町町立田沢湖病院	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地一	平成十五年六月一日
田沢湖町歯科診療所	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地一	平成十五年六月一日

秋田県告示第五百号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

登 録 番 号	肥 料 の 種 類 及 び 名 称	保 証 成 分 量 (%) そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		失 効 年 月 日
			氏 名 又 は 名 称	住 所	
秋田県 第二百二号	混合有機質肥料 料 五 七混合有機質肥	窒素全量五・〇 リン酸全量七・〇	太平物産株式会社	秋田市卸町三丁目三番一号	平成十五年六月十五日

秋田県告示第五百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫

大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ港北店

秋田市土崎港北七丁目百六十一番二外

(三) 小売業を行う者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

合名会社佐藤商店 代表社員 佐藤英治

(四) 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年二月十八日

(五) 店舗面積の合計

二千二百七十八平方メートル

(六) 駐車場の収容台数

百三十五台

(七) 駐輪場の収容台数

百十五台

(八) 荷さばき施設の面積

百十平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量

四十六・二六立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(二) 駐車場の自動車の出入口の数

四か所

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十五年六月十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十五年六月二十七日から同年十月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
MAXデパート秋田店
秋田市八橋南一丁目五十二番十五号外
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
株式会社デンコードー 代表取締役 井上元延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号
株式会社エコプラス 代表取締役 井上元延
宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年二月五日
- (五) 店舗面積の合計
六千九百四十二平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
三百六十七台
- (七) 駐車場の収容台数
三百六十八台
- (八) 荷さばき施設の面積
百五十・九平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
百四十八・二三立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻
午前九時
イ 閉店時刻
株式会社デンコードー 翌日の午前零時
株式会社エコプラス 午後九時
- (十一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から翌日の午前零時十五分まで
- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数
三か所
- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後八時まで
- (十四) 届出年月日
平成十五年六月十七日
- (十五) 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
 - (二) 縦覧期間
平成十五年六月二十七日から同年十月二十七日まで
 - (三) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - (四) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
 - (五) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- 秋田県告示第五百三三号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。
平成十五年六月二十七日
秋田県知事 寺田典城
- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエルマートショッピングセンター
本荘市出戸町字岩淵下十八番地
 - (三) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
ア 変更前 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田昭彦
イ 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生
 - (四) 変更の年月日
平成十五年五月十三日
 - (五) 変更する理由

任期満了による

二 届出年月日

平成十五年六月十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月二十七日から同年十月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマートショッピングセンター

本荘市出戸町字岩淵下十八番地

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イオン株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

イ 変更後 二十四時間

(四) 変更する年月日

平成十五年六月二十一日

(五) 変更する理由

消費者の利便性を高めるため

二 届出年月日

平成十五年六月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本荘市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月二十七日から同年十月二十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也
 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 新横手ショッピングセンター
 横手市婦気大堤字中田三十五番地外

(三) 変更しようとする事項
 (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 イオン株式会社

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
 イ 変更後 二十四時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
 イ 変更後 二十四時間

(四) 変更する年月日
 平成十五年六月二十一日

(五) 変更する理由
 消費者の利便性を高めるため

二 届出年月日
 平成十五年六月十九日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間
 平成十五年六月二十七日から同年十月二十七日まで

四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十五年六月二十七日から施行する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一号(三)中「区間」の下に「及び天王町天王字大沼台二百四十七番の十九地先から秋田市境に至るまでの区間」を加え、同号中(三)を削り、(三)を(四)とし、(四)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)を(十一)とし、(十一)を(十二)とし、(十二)を(十三)とする。

第三号中「及び」の下に「市街地並びに」を加える。
 第四号に次のように加える。

(三) 高速自動車国道日本沿岸東北自動車道の区間(秋田市の区域を除く。)

(四) 高速自動車国道東北中央自動車道の区間
 第五号中「秋田市」を「市街地及び秋田市」に改める。

秋田県告示第五百七号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときに許可を必要とする地域(昭和六十三年秋田県告示第二十六号)の一部を次のように改正し、平成十五年六月二十七日から施行する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

第三号中「(三)」を「(四)」に改める。

第四号の次に次の一号を加える。

五 屋外広告物の禁止地域第三号及び第五号に掲げる地域からこれらの規定により除かれる市街地

秋田県告示第五百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類
 臨港地区

二 都市計画の案の名称
 男鹿都市計画(船川港臨港地区)の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 船川港船川字外ヶ沢

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

(三) 男鹿市船川港船川字泉台六十六番地一 男鹿市産業建設部都市下水道課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十五年六月二十七日から同年七月十一日まで

秋田県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路 線 名			
新	旧	百八号	由利郡由利町南福田字上依巻二番二六地先から本荘市玉ノ池字三枚橋一七番地先まで	八・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・〇九〇
	新	百八号		由利郡由利町南福田字上依巻二番二六から本荘市玉ノ池字三枚橋一七番地先まで	一一・〇〇〇～二七・〇〇〇

二 供用開始の期日 平成十五年六月二十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場 所 建設交通部道路環境課

(二) 期 間 平成十五年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路 線 名			
新	旧	秋田昭和線	秋田市上北手百崎字内山六二番三から六〇番三まで	二六・〇〇〇～二八・六〇〇	〇・〇六〇
	新	秋田昭和線		二六・〇〇〇～二八・〇〇〇	〇・〇六〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場 所 建設交通部道路環境課

(二) 期 間 平成十五年六月二十七日から同年七月十日まで

秋田県告示第五百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年三月二十八日付け指令秋建 三 百十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

南秋田郡五城目町久保字梨ノ木下百七十九番地 一 関 實
 " " 馬場目字帝釈寺百八十四番地 石 井 久 光
 " " " 三十七番地 石 井 新 市
 " " " 字小野台百十番地 石 井 敏 雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡矢島町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年六月十九日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、西木村から協議があつた土地改良事業（後川地区単小規模土地改良事業（かんがい排水））の施行について、平成十五年六月十九日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

放射電磁界イミュニティ試験システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年九月三十日（火）

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三)(二)(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十七日（金）から同年七月七日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月十四日（月）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とありである。

平成十五年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四一
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八四一

秋選管告示第八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年六月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	二二、一二五
男鹿市	八、四四九
湯沢市	九、三八六
大曲市	一〇、六七二
鹿角市鹿角郡	二二、七〇四
北秋田郡	一八、一三六
山本郡	一三、四五三
南秋田郡	一九、九一五

河辺郡	五、二四七
由利郡	二〇、九五〇
仙北郡	三一、八八二
平鹿郡	一八、五七九
雄勝郡	二二、六三〇

発行者 秋 田 県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarasatsusha@natsubarasatsusha.co.jp

